

連載

多摩の
金融史

32

明治一〇年代の神奈川県三多摩の銀行類似会社

早川 大介



はじめに

「多摩の金融史」の第二回『多摩のあゆみ』第一六七号（二〇一七）で筆者は、戦前期の多摩の銀行の概観を行った。そこでは、国立銀行・私立銀行そしてその後の普通銀行、貯蓄銀行の展開に限定し、「明治一〇年代に勃興した銀行類似会社」については、今後の課題としていた。本稿では、明治一〇年代に神奈川県三多摩（一八九三（明治二六）年四月一日に神奈川県から東京府に編入）に存在した「銀行類似会社」について紹介することにした。

「銀行類似会社」とは、明治のはじめに存在した、銀行業に類似した金融業務を行っていた金融機関である。今日の貸金業、「ノンバンク」のようなのだが、

後述するように預金や為替業務など銀行とほぼ同様の業務を行っているものも多く存在したようである。銀行類似会社に関しては、朝倉孝吉（一九六一）などでその概要が示されている。また、各地方銀行の社史や自治体史等で個別事例が紹介されている。銀行は大蔵省が免許を交付し監督していたのに比べ、後述するように銀行類似会社の監督行政については曖昧な部分が多く、網羅的な統計は存在しておらず、活動実態を含めてその全体像を掴むことは極めて困難である。

本稿で紹介する三多摩は、全国的にみても数多くの銀行類似会社が設立された地域の一つである。銀行類似会社については、地域産業への資金供給者の観点から光が当てられることが多く、例えば宮川康（『多摩のあゆみ』第八・一三号（一九七七・七八）、多摩

地域では『小平市史 近現代編』（二〇一三）が北多摩郡の国盛社の事例を紹介している。また三多摩に關し

ては、これに加えて自由民権運動研究の一環として銀行類似会社の活動に光が当てられている。よく知られているように松方正義による増税を伴うデフレ政策の下で、農民は金融機関から多額の借入を受けた。その後、返済に窮した負債農民たちは、貸付条件の緩和や金利の減免を求めて金融機関に直接行動に出ることもあった。三多摩を含む神奈川県南西部でも、一八八四年に武相困民党による大規模な騒擾が起こっている（色川大吉（一九九〇）・鶴巻孝雄（一九九二））。農民の債権者であった銀行や銀行類似会社の史料が色川大吉責任編集『三多摩自由民権史料集 上・下』大和書房（一九七九）や町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集』（二〇〇七）に翻刻され収録されている。

以下では、まず銀行類似会社についてその概要を述べた後、多摩の銀行類似会社について幾つかの統計から概観する。そして上記の資料集等を利用して事例を紹介したい。

一 銀行類似会社とは？

（一）私立銀行と銀行類似会社―所管行政の混乱

日本でも金貸・高利貸は古くから存在する業態である。洋の東西を問わず、金融の仕組みは世界各地で古くから発達し、金融を生業とする人々は数多存在してきた。江戸から明治初期まで存在した、両替商も大都市部の金融の担い手であった。明治になり、さまざまな試行錯誤を経て銀行という新たな仕組みが導入された。一八七二（明治五）年に出された最初の銀行に関する法令である「国立銀行条例」では、国立銀行以外が「銀行」の名称を使用することを禁止した（第二十二条第三節）。

こうした状況下で国立銀行以外の金融機関、具体的には私立銀行・銀行類似会社はどのように取扱われていただろうか。明治初期の錯綜した金融行政に関しては、法学の立場から神吉正三（二〇二二）が『明治財政史』等に依拠しながら明快な整理を行っている。「国立銀行条例」公布後、私立銀行や銀行類似会社の出願が相次いでいた。大蔵省内では、私立銀行に関する条

例制定に着手をしていたが、まだ商法は制定されておらず、その整備を待つべきという意見もあり制定は見送られた。根拠法を欠いたまま、一八七四（明治七）年四月以降、設立は、「人民相對」の協議に任せることとなった。その後、一八七六年の「国立銀行条例」の改正に伴い上記の第二十二條第三節が削除され、一般会社も「銀行」を名乗ることができるようになった。これに伴い三井組は三井銀行と改称し、他にも發券を行わない銀行（いわゆる私立銀行）が次々と誕生した。

また、一八七八年七月の府県官職制の改正により、府県ごとの私立銀行・銀行類似会社の認可基準にばらつきが生じたため、一八八二年に大蔵省は、省令を出して私立銀行・銀行類似会社の設立に関しては大蔵省へ稟議することとした（明治一五年五月六日大蔵省令第一〇号）。ここで私立銀行は大蔵省の所管となった。しかし、銀行類似会社の中には商工業者が金融業務を兼営するものも多くあったことから、商工行政を所管する農商務省との棲み分けが問題となり、大蔵省は同年九月に以下の通達を出した（「第十号達中銀行類似会社業務區別」）。

「銀行類似会社ト称スル者ハ貸付金、預り金及為替、荷為替、割引等凡ソ銀行事業ノ全部又ハ其幾部ヲ專業トスル者ニ限り候儀ニ付他ノ業務ヲ兼営スル者ハ当省ノ主管ニ無之儀ト可相心得此旨相達候事」

ここで大蔵省は、はじめて銀行類似会社の明確な定義を行った。これによれば銀行類似会社と私立銀行とは、商号に銀行を含む他に本質的な差はなかったことが確認できる。そして銀行以外の商工業を兼営するものは大蔵省の所管としないことが明記された。こうして銀行類似会社に関する監督行政は一元化されず、一八九三年の「銀行条例」の施行まで継続していくことになる。

（二）銀行類似会社の統計

上記の根拠法規を欠いた、所管行政の混乱は、私立銀行や銀行類似会社の把握を困難にした。銀行類似会社はもとより私立銀行についても「銀行条例」以前に設立され、消滅したものについては大蔵省の諸統計も必ずしも十分に捕捉していない場合もあった。「銀行条例」施行以前の金融機関に関する全国統計は、『日

表1 国立銀行・私立銀行・銀行類似会社数の推移
金額：千円

	国立銀行		私立銀行		銀行類似会社	
	行数	資本金	行数	資本金	行数	資本金
1873年	2	2,440				
1874年	4	3,432				
1875年	4	3,450				
1876年	5	2,350	1	2,000		
1877年	26	22,986	1	2,000		
1878年	95	33,596	1	2,000		
1879年	151	40,616	10	3,290		
1880年	151	43,041	39	6,280	120	1,212
1881年	148	43,886	90	10,447	369	5,895
1882年	143	44,206	176	17,152	438	7,958
1883年	141	44,386	207	20,488	572	12,072
1884年	140	44,536	214	19,422	741	15,143
1885年	139	44,456	218	18,759	744	15,398
1886年	136	44,416	220	17,959	748	15,391
1887年	136	45,838	221	18,896	741	15,118
1888年	135	46,877	211	16,762	713	14,454
1889年	134	47,681	218	17,472	695	14,421
1890年	134	48,644	217	18,977	702	14,513
1891年	134	48,701	252	19,797	678	13,827
1892年	133	48,325	270	22,856	680	13,945
1893年	133	48,416	604	31,030	—	—

出所：『日本帝国統計年鑑』

本帝国統計年鑑』が用いられるが、これを手がかりに銀行類似会社を含む金融機関数を確認しよう【表1】。

一八七九（明治一二）年末に国立銀行の新設が打ち切られると、各地で私立銀行・銀行類似会社が相次いで設立された。当初、私立銀行は、三井銀行のみであったが、同年には一〇行となり一八八〇年代前半には二〇〇行以上となった。一方、銀行類似会社も急増し、一八八〇年代半ばには七〇〇社を超えた。この時期に新設されたものは、地方の商人・地主の設立によるものが多く、大多数は金貸会社的なもので、規模も小さく内容も不健全なものが多かったと思われる（伊藤

表2 府県別私立銀行・銀行類似会社数（1887年）

道府県	私立銀行	銀行類似会社	道府県	私立銀行	銀行類似会社
長野	24	107	青森	2	7
新潟	1	77	佐賀	7	6
山梨	3	73	島根	1	5
石川	2	59	鹿児島	—	5
神奈川	14	47	長崎	4	4
静岡	38	41	千葉	3	4
大分	2	40	熊本	1	4
群馬	5	33	東京	17	3
富山	3	31	大阪	20	3
埼玉	8	27	愛知	6	3
福島	3	20	滋賀	1	3
愛媛	3	20	宮城	—	3
岡山	6	19	和歌山	1	3
茨城	3	18	鳥取	1	3
栃木	2	12	徳島	2	2
福井	3	12	沖縄	—	1
福岡	6	12	三重	1	—
兵庫	11	11	北海道	1	—
宮崎	—	9	京都	8	—
岐阜	7	7	合計	221	741
山形	1	7			

出所：『日本帝国統計年鑑』

注：銀行類似会社数の大きい順に配列。

修・齊藤直編著（二〇一九）。

一八八七年時点の府県別の銀行類似会社の状況をみると、地域的には偏在していることが確認できる【表2】。上記の所管行政の混乱から正確な数字でない可能性もあるが、東京・大阪・京都といった大都市にはほとんど設立されず、長野・新潟・山梨・石川・神奈川・静岡・大分などには数多く設立された。以下にみるように神奈川県も開港場である横浜近辺ではなく三多摩に多くが集中していたと思われる。

二 三多摩の銀行類似会社

(一) 三多摩の銀行類似会社の概要

神奈川県三多摩の銀行類似会社の動向を確認しよう。『地方巡察使復命書』によれば、一八八三(明治一六)年の神奈川県金融機関の状況は以下の通りであった(前掲自由民権資料館(二〇〇七)一八三一―一八四頁)。

「管下私立銀行ハ三井銀行ヲ除キ本支店ヲ併セテ十九ヶ所資本金百式拾五万余円ニシテ銀行類似会社ハ倉庫均融二会社ヲ除キ六十六ヶ所資本金三拾三万余円ナリ而シテ私立銀行ノ重ナル者ハ横浜ニ於テ丸三銀行ハ王子ニ於テハ八王子銀行青梅ニ於テ多摩銀行等トス此等私立銀行ニ於テハ業務ヲ経営スル活発ニシテ資本運轉ハ国立銀行ヨリモ繁ク借出預入請取等ノ手数ノ如キモ之ヲ国立銀行ニ較レハ簡便ナルヲ以テ之ヲ悦フ者多シ然レトモ条例ノ之ヲ檢束スル者ナキカ故ニ動モスレハ危険ヲ冒スノ傾キアリト云フ銀行類似会社中誠実ニ業務ニ従事スル者尠トセスト雖トモ往々高利ヲ貪リ何月縛天利ト唱ヒ最初悉ク期

表3 明治前期の三多摩の銀行設立

年	南多摩郡	北多摩郡	西多摩郡
1878年	2月 第三十六国立銀行(八王子町)		
1881年	5月 八王子銀行(八王子町) 12月 旭銀行(八王子町)	8月 武蔵野銀行(中藤新田)	
1882年	3月 東海貯蓄銀行(八王子町) 5月 武相銀行(相原村)		1月 青梅銀行(青梅町) 10月 多摩銀行(青梅町)
1883年	2月 日野銀行(日野宿)		
1884年		2月 玉川銀行(小平村)	
1885年	8月 鴻通銀行(八王子町)		

出所：早川大介「地域が生んだ多摩の銀行」(『多摩のあゆみ』第167号、2017)、『官報』第1390号(1888年2月21日)

限内ノ利子ヲ引去リ且別ニ不当ノ手数料ヲ取りテ貸金ヲ為シ期限ニ到レハ峻酷ニ其返弁ヲ督責シ毫モ仮ス所ナク義務者延期ヲ請フヲ奇貨トシ証書ヲ書キ換ヘ更ニ期限内ノ利子及手数料ヲ出サシムル者アリ細民ノ之カ為ニ窮淵ニ陥ルモノ少ナカラス身代限ノ処分ヲ受クル者尤多シト云フ

私立銀行類似会社ノ如キモ亦本年十月以来多少衰状ヲ呈セサルハナク随テ其新設ヲ出願スル者稀ナリ以テ世間資本ノ需用少ナキヲ知ルヘシ」

当時の三多摩の銀行の設立状況は【表3】の通

表4 神奈川県三多摩の銀行類似会社（1882年頃）

郡	社名	所在地	資本金	社長・発起人
北多摩郡	拡業社	大神村	500	町田万吉
	共益社	府中駅	3,000	矢部甚五右衛門
	高明社	高木村	2,500	尾崎倉吉
	国盛社（※）	国分寺村	10,000	本多良助
	資盛社	大神村	5,000	志茂半藏
	民融社	中藤新田	2,500	中藤弥左衛門
	新盛社	小川新田	1,000	宮寺吉四郎
南多摩郡	販業社	府中駅	2,000	佐野竹治郎
	方拡社	八王子大横町	6,000	飯田章
	養財社	日野宿	3,000	天野清助
	社融会社	連光寺村	1,500	小形清左衛門
	隆盛社	一ノ宮村	3,000	佐伯再兵衛
	常盤組	八王子八幡町	3,000	宮崎兵右衛門
	共融社	新井村	3,000	土方健之助
西多摩郡	開運社	大塚村	2,000	長嶋愛之助
	共通会社	八王子横山町	10,000	成内頼一郎
	広隆社	青梅町	8,000	田辺博吉
	密正社	御岳村	10,000	清水順之助

出所：『神奈川県統計表（明治十六年四月）』

注：「業別」に「貸附金」と記載のあるものを銀行類似会社とした。

（※）貸付の他に「生絲繭茶藍売買」を兼営。

明な点が多いが、断片資料から北・南多摩郡の二つの銀行類似会社の事例を紹介したい。

りであった。また、神奈川県内に銀行類似会社は六六社（資本金三三万円）存在していたという。一方、管

見の限り最も古い神奈川県統計である『神奈川県統計表』（一八八三年四月刊行。掲載された統計は一八八二年のものと思われる）によれば、貸付を行っている会社（銀行類似会社）は合計二九社掲載されており、うち三多摩（北多摩郡・南多摩郡・西多摩郡）には一八社あったことが確認できる。内訳は、北多摩・南多摩郡にそれぞれ八社、西多摩郡に二社であった【表4】。社名と代表名が判明するだけで多くの会社の実態は不

（二）三多摩の銀行類似会社の諸相 【北多摩郡国盛社】

北多摩郡の国盛社の事例をみよう（以下、前掲『小平市史』（二〇一三）・前掲宮川（一九七七・七八））。国盛社は、一八七九（明治一二）年七月に北多摩郡国分寺村（現国分寺市）に設立された。発起人は、国分寺村九名、小金井村（現小金井市）、是政村（現府中市）、恋ヶ窪村（現国分寺市）、回田新田（現小平市）から各一名ずつの計一三名で社長は国分寺村の本多良助であった。回田新田の発起人の斉藤忠輔は、これに先立って一八七七年三月、金円貸付会社を創業して地域金融の活動にも乗り出していた。回田新田は新田村であり、国分寺崖線下の古くからある比較的豊かな国分寺などの村々の資金を引っ張ってこようという意図もあったとされ、国盛社に合流し、国盛支社（国盛社出張所）と改称した。

国盛社の設立の意義は、「殖産の基を起さん」ことであり、「普く小民に金円の融通を与へ」ることが目的であった。また、一八八〇年一二月、国盛社を含む北多摩郡の銀行類似会社では「各社連合」を結成した。

表5 北多摩郡の銀行類似会社（1880年12月）

社名	所在地	社長
▲国要社	鈴木新田	森川満平
新盛社	小川新田	宮寺幸次郎
▲興業社	小川村	小野弥右衛門
国盛社出張所	回田新田	斉藤忠輔
高明社	高木村	尾崎倉吉
民融社	中藤新田	高橋靖
共益社甲	府中駅	矢島藤助
共益社乙	府中駅	小川半兵衛
共益社丙	府中駅	田中庄八
販業社	府中駅	町田萬六
▲桑田社	府中駅	桑田稲賀
▲高橋社	府中駅	高橋角右衛門
▲協立社	飛田給村	新原子兵衛
国盛社	国分寺村	本多良助

出典：『小平市史 近現代編』90頁。

▲は表4に記載のない会社。

その目的は、複数の銀行類似会社から金を借りて身代限りとなる「悪しき借り人」を互いに連絡し合い、情報共有し、被害を最小限にするためであった。ここには一四社が記載されており、前掲【表4】には出てこない会社も存在する【表5】。国盛社の経営実態は不明であるが、斉藤忠輔による国盛支社は、一八八四年に株式会社の玉川銀行に改組された。しかしながら、玉川銀行も折からの不況もあり不動産抵当の貸付は焦げつき、経営不振に陥り、一八八七年頃には営業を停止した。

表6 神奈川県南多摩郡の銀行類似会社（1881年）

単位：円

銀行名	所在地	資本金	貸出金	社長
共与商会	八王子八日町	30,000	62,500	岸兵四郎
方拙社	八王子大横町	9,000	25,398	千葉章
常盤組	八王子八幡町	10,000	25,000	宮崎兵右衛門
汎衆組	八王子寺町	10,000	19,052	川堀台馬
甲子会社	八王子寺町	15,000	5,920	林副重
教育社	八王子横山町	1,500	690	篠原直太郎
養財社	日野宿	5,000	9,979	天野清助
益成社	堀之内村	5,000	4,450	小谷田与左衛門
共融社	新井村	3,000	3,920	土方健之助
広融社	連光寺村	3,000	3,260	小形清左衛門
隆盛社	一ノ宮村	3,000	2,905	佐伯再兵衛

出所：『三多摩自由民権史料集』下、730頁

【南多摩郡共融社】

続いて南多摩郡の共融社の事例をみよう。南多摩郡には、八王子周辺を中心に複数の銀行類似会社が設立された。南多摩郡長をつとめた原豊穰の備忘録によれば一八八一（明治一四）年の郡内の各社の貸付額も判明する【表6】。このうち共融社については断片的な資料が存在している（前掲自由民権資料館（二〇〇七））。

共融社は、「結社開業願」によれば、一八八〇年

一〇月五日、新井村（現在の日野市）に設立された。発起人は、土方兵左衛門、土方房五郎・土方健之助・土方久藏であった。「貸附金申合規則」によれば、土方健之助の自宅に仮営業所が

置かれた。資本金は、三〇〇〇円（一株二五円）で、貸付金は六ヶ月を一期とし証書は三名以上の連署とされ、土地物品を抵当とした場合は無制限（「金額ヲ制セス」、無抵当の場合は一〇円を上限とした。また、預金の取り扱いもしていた。

この間の経緯は不明だが、一八八二年には、「共融会社」と商号を改めて、営業所を八王子八幡町に移転し、資本金を五万円（一株五〇円）とした。株主名簿によれば、山口清之助（豊田村）が一〇〇株で筆頭株主であり、土方房五郎（八〇株）、土方健之助（六〇株）、土方啓次郎（六〇株）であった。一八八七年時点の『神奈川県統計書』には掲載されていないのでそれまでに廃業したと思われる。

おわりに

以上、断片的な史料から三多摩の銀行類似会社について概観した。銀行類似会社は、銀行制度草創期の過渡的な存在であり、松方デフレから銀行条例の施行に至る過程で多くは消滅していった。銀行類似会社から私立銀行への転換を図ったものもあったが、多摩のケ

ースでは短命に終わった。

銀行類似会社は、上記のような監督行政の中で設立も容易であり、概して規模も小さく、これまで言われてきたように不健全な経営のものも多かったため多くは短期で消滅した。一方で、簡便な手続きで融資が受けられるなど、銀行が満たすことができないような地域の金融ニーズも掘んでいたと思われる。明治初期の地域金融の実態を把握するために更なる史料の発掘が望まれる。

【参考文献】

- 朝倉孝吉（一九六二）『明治前期日本金融構造史』岩波書店
色川大吉（一九九〇）『自由民権の地下水』岩波書店
鶴巻孝雄（一九九二）『近代化と伝統的民衆世界』東京大学出版会
伊藤修・齊藤直編著（二〇一九）『金融業』日本経営史研究所
神吉正三（二〇二二）『銀行の他業禁止規制に関する歴史的考察（一）』『龍谷法学』五五（三三）



はやかわ だいすけ

愛知大学経済学部教授

愛知県名古屋市長在住